平成２２年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）
「岡山県備前県民局、同備中県民局及び同美作県民局が所管する行政の財務に関する事務の執行について」

監査の結果等（要約）	措置状況
○総合所見（第１節　総論） **第１　包括外部監査の結果（総論）** １　岡山県は、平成１５年に策定した第３次行財政改革大綱に基づく地方振興局体制から県民局体制への再編を平成２１年４月に完成させた。多くの他府県においても同様の再編をしているとはいえ、大変な労力をかけて真摯に取り組んだことは評価に値する。 ２　県民局の再編によってできた組織及び所管事務は、「地方振興局の再編」で企図したものと大旨同様の内容となっており、出先機関についても見直しがなされている。 まず、県民局の機能強化として、企画・立案機能の強化のため、地域政策部協働推進室が設置され、「夢づくり協働プログラム」も策定された。なお、同推進室が取り扱う重要な事務事業の一つである地方振興事業調整費の採択方法に問題はなかった。 また、総合調整機能の強化（二重行政の解消）のため、本庁への事務処理権限の引揚げや本庁から県民局への権限委譲などの制度上の見直しがなされた。さらに、運用上の見直しもなされることになっていたが、この点について、どのような見直しがなされたかという確認をしたところ、組織的体系的に運用上の見直しをかけてはいないが、それぞれの現場で見直しているとのことであった。具体的には、市町村補助金の交付事務等について、県民局長がワンストップで処理するように見直し、本庁と県民局の間の単なる経由事務についても見直しがなされたとのことであった。 ところで、市町村支援機能の強化と連携体制の構築として、平成２３年４月までに市町村への権限移譲が計画されている合計１９６事務のうち、現在１２３事務の権限移譲がなされている。他方、人的支援のための市町村への職員派遣状況は、平成１６年をピークに減少傾向にある。これは、平成１６年から平成１７年にかけて、市町村合併がピークとなっており、その後派遣すべき市町村数が減少したためであり、特段の問題はない。ただ、市町村への更なる権限移譲の観点からは、職員の派遣を積極的に推進すべきと考える。 さらに、再編に伴う削減効果について、職員純減数は目標に達し、人件費の削減額も目標を達成したものの、事務経費等の削減額が目標を下回ったため、合計額の目標は下回る結果となった。	

3　県民局へ再編したことによって運営上に何か問題が発生しているかという点について、総論的にいうと、特別大きな問題は存在しない。ただ、経済的合理性等の観点から更なる検討を要する問題として、滞納処分管理がコンピューターシステムと滞納処分票による二重管理となっている点（税務部）、検査業務が２か所に分散している点（健康福祉部）、及び地域事務所で事務が完結できないため地域事務所の職員が県民局に移動することが多くなっている点（農林水産事業部及び建設部）等がある。 4　岡山県は、県民局への再編による事務手続上等の問題点については検討をしたものの、職員数の削減が十分であったのか、あるいは、経費削減が十分であったのかという点はもちろんのこと、そもそも、県民局への再編が県民に対してどのような利益をもたらしたのかといった県民局への再編そのものに対する検証の機会は設けていないし、今後も、設ける予定はないとのことである。	
第２　結果及び意見 **１　県民局への再編に対する検証の機会を設けること（意見）** 地方振興局から県民局へ多大な労力をかけ移行した。その結果、職員数の削減や人件費を含む経費等の削減に寄与している。 他方、今回の監査により、県民局への再編の目的が十分達成できていないと思われる点が出てきた。その例として、「支局や地域庁舎で事務が完結できるような体制の確立」が達成でき ていない点が挙げられる。これは、土木工事関連業務を含め、多くの業務を地域事務所で引き続き行うことになったためである。また、十分な市町村支援機能の強化ができていないため、町村に福祉事務所が設置できていないこともその一つの例であり、税務部の滞納整理機構によるる市町村との連携が不十分な点も同様の問題である。 次に、県民局の再編によってかえって経済的合理性を欠くと思われるものもあった。その例は、職員の移動距離が増加したことである。 上記の問題等があるにもかかわらず、県民局への再編にどのような問題があるのかという点の検証をする機会を設けようとしていないため、県民局への再編における問題点があるのか、あるいは、今後どのような方向にいくべきなのかといったことを検討することができない状態にある。どのように素晴らしい体制であろうとも、作り上げたときからその制度が陳腐化していくというのは経験則上明らかである。 さらに、岡山県が、県民局への再編を考えるに当たり、参考にした５府県のうち、三重県や広島県では既に総合出先機関を廃止し、特に、三重県は、総合調整機能は従来の振興局単位での機能よりは県全体での機能の発揮が求められる状況にあると言い切っている。市町村合併が大きく進展した現在、総合出先機関を廃止するという考えが全国の都道府県の中で一つの流れとなっていることは間違いない。 上記のことから、県民局への再編がなされ１年以上が経過した現在、県民局への再編の検証	県民局再編の完了から３年目を迎えたことから、再編の目的である機能強化等の実績や課題について、県民局等の現場の実情について意見聴取も含めて調査を行い、取りまとめた結果は次のとおりである。 (1) 企画・立案機能の強化について 〈実績〉 ・「協働推進室」を設置し、局の企画・立案機能を強化 ・県民との幅広い協働をベースに、先駆的取組などを体系化した「夢づくり協働プログラム」を策定 ・ＮＰＯ等との協働の推進に係る提言や助言を求めるため、有識者等からなる「協働推進アドバイザー会議」等の設置 ・県民局幹部で構成する「協働推進本部」や各所属職員で構成する「協働推進チーム」、各部の若手職員を中心に構成する「ワーキンググループ」などの設置による協働事業の推進　等 〈課題〉 ・地域によって協働相手となるＮＰＯ等の数、その取組内容に偏り有り (2) 総合調整機能の強化について 〈実績〉 ・地域住民団体などの各種団体が、地域の課題や県民ニーズに基づき主体的に企画する「協働提案事業」を募集し、県民局の各担当部と協働推進室が連携しながら、団体と協働して事業化 (3) 地域住民との協働による施策の展開について 〈実績〉 ・地域住民、各種団体などの多様な主体と、「協働の推進と地域の意

をする機会を設ける必要がある。 上記の点について、指摘事項とはせず意見にとどめるが、早期に措置がなされることを強く望むものである。	見を聞く場」を設定し、地域ニーズを拾い上げ、施策に反映 〈課題〉 ・「地域の意見を聞く場」が形式化 ・協働事業が地域に定着するためには、市町村との連携と協力が必要等 (4) 地域ニーズの県政への反映について 〈実績〉 ・知事等県幹部職員で構成する政策推進会議等において、県民局長が構成員として地域の実情を踏まえた県民局施策や総合特区を提案したり、地域の現状や住民の意見などを報告し、今後の政策について議論 〈課題〉 ・地域ニーズを県の施策に反映させるためには、各市町村及び本庁各事業課との緊密な連携が必要 (5) 市町村支援機能の強化と連携体制の構築について 〈実績〉 ・市町村から職員を受け入れ、中山間地域の集落機能強化や福祉業務等のノウハウを伝授 ・市町村長会議や市町村担当者会議等を開催し、情報の共有化を図るとともに技術的な支援を実施 〈課題〉 ・地域の実情を勘案し、きめ細かな対応が必要な業務は県民局が担い、それ以外は本庁が行うなど本庁と県民局の役割分担の見直しが必要 以上の結果から、県民局の機能強化については、なお課題を有しているものの、概ね目的に沿った取組がなされていると考えている。 また、他県における総合出先機関廃止の動向については、平成１７年度以降では、滋賀県、広島県等７県において総合出先機関を廃止し単独出先機関化している一方で、岩手県、愛媛県等７県においては、単独出先機関化を行わず、本県と同様に総合出先機関の再編統合を行うとともに、群馬県、鹿児島県等６県においては、新たに総合出先機関を設置している状況である。 東日本大震災を契機として、危機管理、防災機能の面で総合出先機関の重要性についても改めて見直されているところであり、今後、地域防災に係る議論の動向も踏まえながら、県民局再編の効果が更に発揮されるよう見直しに取り組んでいくとともに、将来的には市町村への権限移譲の進展など本県を取り巻く状況の変化等も踏まえ、より効率的で効果的な組織体制となるよう検討して

	まいりたい。
2　二重行政の解消のための運用上の見直しを組織的体系的に行うべきである（意見） 「地方振興局の再編」において二重行政の解消のために運用上の見直しをすると記載されているが、その見直しは、各現場に任せたものであり、組織的体系的に行われていない。せっかく二重行政の解消のために制度上の見直しをかけたにもかかわらず、運用上の見直しを現場任せにしたために、本来見直さなければならない運用上の問題が見過ごされている可能性がある。そこで、二重行政となっている事務がないのかという点の洗い出しを組織的体系的に行い、仮に、その事務が存在する場合には、その対策をすべきである。	監査意見を踏まえ、本庁と県民局の二重行政に関して全庁的に実態調査を行った結果は次のとおりである。 (1) 県民局への再編開始時に見直しが行われていたもの ・表彰受賞候補者に係る推薦依頼文書の市町村への配布事務 ・国からの法令改正通知文書等の市町村への配布事務（一部） (2) 再編開始後に見直しが行われたもの ・コミュニティ広報誌の原稿作成依頼事務 ・自治総合センターコミュニティ助成事業に関する事務 ・おはようおかえり県民運動に関する事務 ・「安全・安心まちづくり旬間」の広報・啓発事務 ・犯罪被害者週間の広報・啓発事務 ・国際交流関連資材の市町村への配布事務 (3) 見直しが十分に行われていないことから、今回見直すこととしたもの ・公害健康被害の補償等に関する法律の施行に関する事務 ・ホームレスの実態に関する全国調査事務 ・国からの法令改正通知文書等の市町村への配布事務（一部） 以上のように、今回の組織的な調査で、これまで十分対応ができていなかった事務についても見直しを徹底したところであり、今後もより一層事務処理の効率化を目指し、引き続き見直しに取り組んでまいりたい。
○各論（第２節） **第１款　地域政策部** **第１　概要** 地方振興局から県民局への再編の目的として、県民の参画と協働を推進する地域出先機関として、地域ニーズを把握し、これを県行政へ反映させるため、県民局の機能の強化、体制の充実を図ることが掲げられた。地域政策部には、協働推進室、総務課、環境課がある。協働推進室は、局の企画・立案機能、総合調整を担う組織として再編時に設置された。同推進室は、総合調整機能の強化を図り、地域住民との協働による施策の展開等に関連した事務事業を実施するなど、地方振興局の再編のねらいを達成するために最も重要な組織である。 他の都道府県では出先機関の見直しにより、出先機関の企画・立案機能を無くし、専門的機	

能の提供に特化する方針とした自治体も認められた。出先機関を総合出先機関とし企画・立案機能を持たせるか、専門機能に特化させた出先機関とするかにより、組織体制に大きな影響を及ぼしている。 岡山県では、県民局は総合出先機関として、局独自で立案、採択した施策に対する予算を持っているが、厳しい財政状況の影響もあり、県民局が企画・立案機能を十分に発揮することが困難な状況にある。	
第２　結果及び意見 １　**地方振興事業調整費による事業について、事業の計画段階での評価及び事後の評価を行うべきである（意見）** 地方振興事業調整費を事業費として執行される事業について、計画段階で実施による具体的効果、実施後における事業の網羅的評価が行われていない。厳しい県財政の状況下、事業採択については、事業の効果をより真剣に検討するとともに、事後の評価を実施し、今後の事業採択にいかす必要がある。	地方振興事業調整費については、各県民局において、地域住民の要望や地域の実情、また、緊急度や必要度、事業の効果等について総合的に勘案しながら事業採択することとしているところであるが、ご指摘を踏まえ、計画段階において、期待される具体的な効果を十分検討するよう、採択手順の改善を図ったところである。 また、ご意見のあった事後評価については、現在、県の新たな行政評価制度の検討が進められており、その状況も見ながら、対応を検討してまいりたい。 今後とも、ご指摘の点を踏まえ、より事業効果の高い事業を採択するとともに、適切に執行することで、引き続き、県民局の総合調整機能を果たしてまいりたい。
２　**県民局における政策立案の対象範囲の見直しを行うべきである（意見）** 県民局は、幅広い事業を対象とする政策立案機能を有している。しかしながら、県民局が対象としている事業の一部には、岡山県全体で政策立案すべき事業が含まれているので、現在県民局において行われている政策立案の対象範囲が効率的かについて検討すべきである。岡山県の目指す観光事業の目標が、県外及び国外からの観光客の増加による観光消費額の増加であることからすると、観光事業に関する政策立案をすべき部署は全県単位で企画できる本庁であると思われる。 他県においては、総合出先機関といった限られた地域における総合調整機能は必要がないとして、総合出先機関を廃止した県もいくつか出ている現在において、より効率的な政策立案をできる部署がどこなのかは十分に検討する必要がある。岡山県の財政状況からすると、優先すべき目標を明確にし、限られた予算の有効な配分方法を検討する必要が大きく、事業内容によっては一括して本庁の対象範囲とすべきである。	県では、本庁において、県全体の政策を立案、推進している一方、各県民局においては、地域の総合出先機関として、多様な主体との協働を進めながら、地域の実態を踏まえた施策を展開しているところである。 ご指摘の観光事業については、各県民局が管内の実態を踏まえ、地域に即した施策を重点的に実施しており、産業や伝統文化などの地域資源を生かした観光振興を通じて、地域の活性化を図っているものである。 こうした県民局の機能や担当する業務については、地方振興局の再編を進める中で、広く県民のご意見を伺うとともに議会での議論も踏まえて決定しており、現時点で直ちに変更することは考えていないが、時代の推移とともに複雑・多様化していく行政需要に的確に対応するため、今後、必要に応じ見直しを行ってまいりたい。
第２款　税務部 第１　概要 地方振興局は、広域的な地域の出先機関として、３県民局へ再編された。	

東備局、井笠局、高梁局、勝英局の各税務部は廃止され、各種税の賦課・徴収、滞納処分など県民サービスへの影響を最小限にとどめながら、一元的に処理することが効果的な業務や集約することで専門性を増すことができる業務は、各県民局に集約されている。 平成１９年度に行われた所得税から個人住民税への税源移譲や、厳しい財政状況などを背景に、特に個人住民税について都道府県と市町村の共同処理により滞納整理部門の徴収体制強化を図っている地方公共団体が増加している。このほかに、滞納整理部門を越えて、税務部門全体に共同処理を活用する事例もある。	
第２　結果及び意見 **１　収入率向上に向けて、県と市町村が連携して一層効果的な滞納整理を行えるように更なる取組を行うべきである（意見）** 岡山県滞納整理推進機構の設置に加え、平成２０年度から積極的な滞納整理を行う方針に変更したことにより、収入率は全国平均を上回ったものの、県の厳しい財政状況を鑑みると、更に必要な措置を行うよう改善が求められる。ただし、行き過ぎた滞納整理が実施されないように法令の遵守、適正な事務処理に努めるべきである。 滞納額の縮減を図るには、県税の一部徴収も行う市町村の徴収技術の向上も重要であること から、岡山県滞納整理推進機構への市町村職員の受入れを更に積極的に進めるとともに、岡山県滞納整理推進機構で開拓、蓄積した滞納整理のノウハウを市町村に還元し、県と市町村が連携して一層効果的な滞納整理を行えるように努めることが望まれる。	収入率向上に向けては、積極的な滞納整理に加え、平成２２年度から、徴税短時間勤務職員や徴税対策専門員を配置し、体制を強化するとともに、納税コールセンターを設置し、電話による納付の呼びかけを行っている。 なお、滞納整理については、法令に基づき厳正に行っているところであり、引き続き適正な事務処理を行うよう努めてまいりたい。 岡山県滞納整理推進機構への市町村職員の受入れについては、平成２１年度は受入人数５名であったが、市町村に対して職員派遣を働きかけた結果、平成２２年度以降は６名となっている。 今後とも、市町村に対し、職員の派遣について働きかけてまいりたい。 また、機構職員が市町村を訪問する際等の機会を捉えて、市町村における滞納整理事務の実情を聴き、必要な助言を行う等連携に努めるとともに、捜索を市町村と合同で実施するなどして、機構が蓄積した滞納整理のノウハウを市町村へ還元しているところであり、今後とも一層の連携強化に努めてまいりたい。
２　コンピューターシステムと滞納処分票による二重管理から、コンピューターシステムによる一元管理に変更すべきである（意見） 滞納処分と同時にコンピューターシステムから滞納処分票が発行され、これには滞納者の名前、税額、滞納額等が書かれ、滞納処分票の裏には記事欄があり、詳細に経過が記載される。コンピューターシステムと滞納処分票による二重管理であり、また、不適切な管理により滞納処分票を紛失し、滞納者の住所や名前のほか滞納している税の額や納税交渉の経緯などが流出することが考えられるため、コンピューターシステムによる一元管理が望まれる。	県民生活部情報政策課が策定した「岡山県情報システム最適化計画」（平成２１年２月３日決定）に基づく「汎用機システム再構築事業」の一環として、現在税務システムの再開発を行っているところであり、再開発後の新税務システムにおいては、滞納処分票を廃止し、滞納者との交渉経過登録機能の強化等により、コンピュータシステムによる一元管理に変更することとしている。
３　岡山県滞納整理推進機構を活用するため、参加市町村に対して積極的な働きかけを行うべきである（意見） 市町村が個人市町村民税と併せて徴収する個	平成２１年４月の設置以後、機会を捉えて市町村に対し、岡山県滞納整理推進機構を活用するため、滞納事案の引継ぎや職員の派遣について

人県民税の滞納整理を一層強力に進めるため、県と市町村が共同で徴収に当たる岡山県滞納整理推進機構が平成２１年４月に設置された。 岡山県滞納整理推進機構の１年間の実績は評価できるが、岡山県滞納整理推進機構に事案を引き継いだのは９市町にとどまっている。県内の個人県民税、個人市町村民税の滞納総額は１００億円を超しているところであり、もっと岡山県滞納整理推進機構を活用するための積極的な働きかけが必要である。	働きかけている。 その結果、機構の平成２１年度の実績も踏まえ、平成２２年度には１４市町村が滞納事案を引き継いだ。 また、平成２３年度においては、１８市町村が引継ぎを行っている。 今後、機構を活用する市町村数の増加に対応できるよう、機構の体制整備に取り組んでまいりたい。
４　県民局と市町村の限定的な連携体制を見直し、全県的な新しい組織と税務事務の共同処理の取組を検討すべきである（意見） 岡山県滞納整理推進機構による滞納整理に関する共同処理は、課税部門と徴収部門の部門間における課題や一定の限界もある。 一方、税務事務の一部だけでなく、税務部門全体を共同処理の対象とすることで、課税状況全般の把握など課税部門と徴収部門の連携による効果的な徴収が可能になり、また、各団体に共通する事務の効率化も期待できる。 税務部門全体を共同処理の対象とする場合は、解決すべき重要な課題はあるものの、平成１９年度に行われた所得税から個人住民税への税源移譲や、厳しい財政状況などを勘案すると、県民局と市町村の限定的な連携体制を見直し、県・市町村の行政の枠を超えた全県的な新しい組織と税務事務の共同処理の取組を検討する必要がある。	岡山県滞納整理推進機構は、個人住民税の徴収対策が急務であるため、県で組織を設置し、徴収困難事案の引継ぎを受け、市町村を直接支援しているものである。 税務部門全体を共同処理する組織を検討する上では、県と市町村、市町村間の意思の統一、電算システム統合による多大な費用の発生等の課題があり、先ずは、こうした課題について、先進事例である京都府の成果等も踏まえ、研究してまいりたい。
第３款　健康福祉部 **第１　概要** **１　地方振興局及び保健所の再編** 「地方振興局の再編」の中で、健康福祉部の組織については、総合地域事務所としての数を減少し、９地方振興局で行っている業務を３県民局で行うこととした。他方、出先機関である保健所については、見直しを検討することとした。その結果、平成６年になされた保健業務と福祉業務の連携及び一体化の考え方を維持しながら、「岡山県保健所の再編」が発表され、９あった保健所を５保健所と４支所に再編することとなった。 地方振興局時代と同様に、出先機関は、すべて本庁が管轄し、各県民局において、健康福祉部と保健所とが混在した二枚看板となっている。また、支局（地域事務所）で健康福祉課、福祉振興課及び衛生課がなくなった。 **２　業務内容** 企画調整情報課においては、地方振興事業調整費の調整、重点事項の企画立案、保健医療福祉に関する総合的施策の企画・調整及び連絡調整、表彰、冊子その他各課の調整並びに総務的なこと（庶務、福利厚生等）等を業務内容とし、健康福祉課においては、主に市町村及び関係団体・業者を対象として、介護保険事業、社会福祉施設の指導監査、民生委員・児童委員の育成、高齢者福祉等を業務内容としている。福祉振興課においては、一般人を対象とした福祉	

事務所としての機能、障害者福祉及び福祉のまちづくりの推進を業務内容としているが、窓口業務のほとんどは市町村で行われている。
保健課においては、精神保健福祉、感染症対策、母子保健対策、難病患者等への各種給付・相談事業、健康づくりの推進等を業務内容としている。
衛生課においては、主に食品、水道、医薬品の衛生を確保するため許可事務及び関係施設への指導監査等とその他食の安全・食中毒防止キャンペーン、薬物乱用防止啓発並びに献血推進事業が行われている。
検査課においては、食品検査、感染症関係検査、水質検査及び排水検査を行っている。検査課が設置されているのは、備前保健所と美作保健所のみであり、備前保健所検査課の管轄は、備前・備中・備北保健所の３保健所、美作保健所検査課の管轄は、美作県民局管内にある美作・真庭保健所の２保健所である。美作保健所が保有する大型検査機器の主なものは、備前保健所が有している検査機器とほぼ同じものであった。

３　県民局の機能強化
総合調整機能の強化について、本庁から県民局へ権限委譲されたものは特にはなく、二重行政の解消についても組織的かつ意識的に取り組んでいるものはなかった。業務内容においては、具体的な施策は本庁が行い、施策の内容は広域的な施策であり全県にまたがる業務を内容としている。地域住民との協働による施策の展開について、連絡協議会等を頻繁に行い、市町村等との協働事業が行われている。
地域ニーズの県政への反映については、県民局長が各部から企画された事業を取捨選択の上、知事の前でプレゼンテーションを行い、それが認められれば予算が付き事業を行える体制となっている。
市町村支援機能の強化と連携体制の構築について、平成１６年以降、保健及び福祉の関係では、２８の事務項目について市町村への事務権限移譲が行われ、平成２１年４月の岡山市の政令指定都市移行に伴い、３２５事務項目について、岡山市に対して事務・権限移譲がなされた。平成１８年及び平成１９年に見られる権限移譲は、岡山市が政令指定都市に移行することを前提として行われたものが多かった。また、岡山県から市町村への職員の派遣人数は、岡山市の政令指定都市移行に伴う派遣を除いて、平成１８年をピークに以降減少している。

第２　結果及び意見

１　福祉業務について

（１）市町村への福祉事務所の設立及び権限移譲に向けて、市町村との人事交流を図るべきである（意見）

社会福祉法第１４条１項で、市において福祉事務所を設置することが義務付けられているところ、市町村合併により町村が市になったことで、各県民局が福祉事務所として対象とする町村数は激減した。また、同条３項には、町村は条例で福祉事務所を設置できる旨規定されており、広島県及び島根県においては町村における

監査意見等を踏まえ、今年度、福祉事務所未設置の全ての町を訪問し、町の幹部職員に対し、権限移譲計画に基づく福祉事務所パッケージの移譲について、人的支援や財政措置等の内容も含めて説明を行ったところである。
その際、幹部職員との意見交換では、福祉事務所未設置の理由として、「住民と身近すぎる故に生活保護業務を町が行うのは困難」「職員

福祉事務所設置が進んでいるが、岡山県においては、福祉事務所が設置されている町村数は３町村にすぎない。福祉事務所の町村への権限移譲が遅れているのは、町村の受入れ体制が整っていないためであるが、岡山県は、積極的に人事交流を図っておらず、町村の受入れ体制が整い要望されるのを待って人的派遣等人事交流をしている状態である。

また、現在の体制では、町村が書類の受付等の申請窓口となっているため、県民局の職員が町村に赴いて立ち会うなど無駄が生じている。さらに、地域住民の町村への問い合わせに対しても、町村が対応できずに県民局に問い合わせをするなど弊害が生じている。

上記したように、町村に福祉事務所が設置されることで弊害がなくなり、人員及び経費の削減につながると考えられることから、人事交流等を図るべきである。

数が限られ専門職の育成・確保が難しかこれ通したい」といった理由を挙げた町が多かったが、人事交流を行っていないことを理由に挙げた町はなかった。

平成２３年４月現在で、福祉事務所を設置している町村は全国で３８団体のみであり、県内１２町村中３町村で設置済みの本県の取組が遅れているとは認識していないが、住民に身近な行政事務を町村が行うことは、住民にとって分かりやすく、利便性の向上に結びつくことから、今後とも、関係部局で連携しながら、福祉事務所をはじめとする市町村への権限移譲を進めてまいりたい。

また、人事交流についても、職員の人材育成や県・市町村の相互理解と連携強化を深めることを目的に行ってまいりたい。

（２）現在県民局で行っている福祉事務所機能以外の福祉業務について、本庁への引揚げを検討すべきである（意見）

各県民局の健康福祉部においては、総合調整機能の強化は行われておらず、むしろ、広域的な業務を行うため具体的な施策は本庁が行っており、少なくとも健康福祉部においては県民局の総合調整機能という面は重要視されていない。また、地域ニーズへの県政の反映という点について、岡山県においては、県北と県南において地域性（高齢化率等）があり、例えば、本庁において県北や県南で施策を検討するなど広域的な対応をすることで、地域差のニーズを反映することができる。

本庁の出先機関との協働が不十分である問題及び施設等の指導監査の格差が生じているのではないかとの業者等からの疑問が生じているといった問題についても本庁へ引揚げがなされることで対応できるようになる。

さらに、福祉事務所機能以外の福祉業務の対象者は、ほとんどが事業主及び市町村であり、広域的な対応をしたとしても県民一人一人の利便性が特に問題になることは少ないものと考えられる。

以上から、福祉事務所機能以外の福祉業務については本庁に引き揚げた方が効率的であり、各県民局の職員数の減少、ひいては人件費の削減につながる。

現在県民局で行っている福祉事務所以外の業務の中には市町村を対象とした業務があるが、それは、市町村等に対する助言、指導等の業務は負担金や補助金等の交付や実績確認を通じて日頃から市町村の実情を本庁より豊富かつ詳細に把握している県民局が行う方が利点が多いとの考えによるものである。

また、社会福祉施設や介護保険サービス事業者への現地指導業務や相談対応については、施設に実際に赴いて面積や設備等が法令の基準を満たしているか確認する業務があり、問題事案等が発生した場合、本庁からよりも現地からの方が迅速かつ綿密な実地指導や確認ができ、ひいては施設利用者の利便性につながることから、利用者への適正なサービスの確保のためには現地に残した方が利点が多いと考えている。

一方、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、「自己決定・自己責任」の原則のもと、自主的・主体的な施策展開を行う観点から、現在、権限移譲計画に基づき、新見市及び真庭市に社会福祉法人の設立認可等の事務移譲を進めているところである。

また、平成２３年に第２次地方分権改革一括法等が成立したことにより、平成２４年４月には岡山市及び倉敷市への介護保険サービス事業者等の指定等の事務の移譲、さらに、平成２５年４月には全ての市への社会福祉法人の設立認可等の事務の移譲等が行われることとなったところである。

こうした状況も踏まえながら、引き続き権限移譲を進めていくこととしており、併せて平成２４年度に設置される県と市町村での政策研究会

	における議論なども参考にしながら、県と市町村との役割分担を整理する中で、県民局に残すべき業務、本庁への引揚げを行う方が効率的な運営ができる業務を精査してまいりたい。
2　保健業務について **保健所の位置が効率的及び適正であるか検討すべきである（意見）** 保健所の業務の中で、衛生課及び検査課を除く保健業務の対象者の多くは、業者や市町村ではなく一般の県民であり、県民の利便性を考えると、県民の身近に保健業務を行う機関が存在することが望ましい。 しかし、備前保健所及び備中保健所は、岡山市及び倉敷市の中心部にそれぞれ設置されている、岡山市及び倉敷市においては各市が保健所を設置しているため、利用者のいないところに設置されていることとなっている。 また、本所と支所が設置されたことで、様々な問題点が生じており、これらの問題を解決するためには、保健業務については、支所の中で業務が完結する形態を取ることが必要であると考えられる。また、そうすることで、対象者である一般利用者の手続が支所のみで終了するため、一般利用者の利便性にも資することになると思われる。 以上から、保健業務については、支所の形態も含めて、配置を検討すべきである。	保健所については、地方分権の進展に伴い、市町村の役割が拡大する一方で、新型インフルエンザへの健康危機管理などの新たなニーズへの対応が求められるなど、保健所を取り巻く環境が大きく変化していることから、平成２１年度に集約・再編を行い、その際、地域住民により身近な場所で提供する必要性が高い業務を行うため、支所を設置したところである。 保健所及び支所の位置は、県民局との一体性や関係機関との連携、所管区域内の人口、市町村からの交通利便性等を勘案して定めたものであり、再編して間もないこと、県民への周知も進んできていることから、現時点では位置の再検討を行うことは考えていない。 なお、支所の業務のうち法令に基づく許可等については、申請書の受理等は支所で行い、本所の保健所長が決裁を行うことになるが、今後とも迅速な事務処理を行い、一般利用者の利便性を損なうことのないよう努めてまいりたい。
3　検査業務について **１箇所への統合を検討すべきである（意見）** 現在、検査課が設けられているのは、備前保健所と美作保健所であり、それぞれが保有している主な検査機器は重複している状況であるところ、１箇所へ統合することで、重複して機械を保有する必要がなくなり、より専門的な機械の保有も可能になるので、経費の削減を図ることができる。また、１箇所に統合し職員を集中させることで、緊急事態においても職員を集めることが容易になる。 この点、１箇所に統合することで、その１箇所で問題が発生した場合の対応及び移動時間が長くなる等の問題がある。しかし、この点については、岡山市及び倉敷市、本庁の出先機関である環境保健センターと協働、民間の専門機関に対し委託することでも解消することができる。 以上から、検査課を統合することで、検査機器及び職員の統合及び削減をすることが可能となり、人件費等の経費削減につながるものと考える。	保健所検査課においては、環境保健センターと役割分担し、食中毒や感染症等の検査を実施している。 スピーディーな行政措置実施のための検査の迅速性や、健康危機管理に対応するための勤務時間外を含めた緊急対応の確保のため一定の機能を残す必要はあるが、現在、関係課で検査業務の統合について統合できる検査項目や登録検査機関への委託可能検査の検討などを行っており、引き続き、効率的な運営が行える体制を精査してまいりたい。
4　全体について **健康福祉部の再編を検討すべきである（意見）** 保健業務と福祉業務の一体化を目指してきたが、それぞれの業務内容は異なっており、担当課、担当者も別々でなされている現状があり、	町村の福祉事務所設置については、全国で３８町村での設置にとどまっている中、本県では１２町村中３町村で設置され、未設置町にも働きかけを行っているところである。 また、県民局で行う福祉事務所以

統合を目指した一体化が十分になされていると は い難い。むしろ、福祉業務については、福祉事務所を設置し権限移譲を検討すべきである。し、福祉事務所以外の業務については、県民局という単位ではなく、本庁による集約を図っていく方がいいものと考えられる。他方で、対象者が一般人である保健業務については、県民の利便性に反するものになると考えられるため、対象者が一般人となる保健所業務については、むしろ出先機関として個別化を図っていくべきと考える。 これらの観点を踏まえると、健康福祉部の再編を検討すべきである。	外の業務については、市町村の実情の把握や社会福祉施設利用者への適正なサービス確保の観点から現地に残した方が利点が多いと考えている が、一部の業務は、既に新見市及び真庭市への移譲を進めるとともに、平成２３年に成立した第２次地方分権改革一括法等により、今後岡山市及び倉敷市への介護保険サービス事業者等の指定等の事務の移譲、全ての市への社会福祉法人の設立認可等の事務の移譲等が行われることとなったところである。 こうした状況を踏まえながら、引き続き市町村への権限移譲を進めていくこととしており、県と市町村との役割分担を整理する中で、本庁への引揚げを行う方が効率的な運営ができる業務を精査し、県民サービスの維持に努めつつ、効率的・効果的に事務事業を行うことのできる組織体制の構築に努めてまいりたい。
第４款　農林水産事業部 **第１　概要** 農林水産事業部では、ハード事業（農林土木等）・ソフト事業（農林振興等）・普及事業を行っている。ハード事業には、「実施設計」「用地交渉」「施工管理」「竣工検査」等現場に赴くことが多い事務がある。工事の流れは建設部と共通している。県民局になった後、移動距離と移動時間が増加している。ソフト事業には、県下全域で実施されている事業が多い。許認可事務の中には、市町村に権限移譲した事務もある。農業普及事業には、経営方式の普及や地域農業のコーディネートも期待されるようになっており、技術指導だけでなく、マーケティングも含む強い農業の育成支援が課題となっている。	
第２　結果及び意見 **１　県民局への集中化に伴う移動距離と時間の増加の実態を把握するため、移動時間・移動距離・用務の内容・支出の変化について調査すべきである（指摘事項）** 地方振興局から県民局への組織変更に伴い、職員の移動距離が増加したとの話が多くの職員から寄せられたが、移動時間・移動距離・用務の内容・支出の変化について、岡山県では、これまで調査を行っていないとのことであった。移動距離の増加は、仕事の効率性の観点から人件費に影響するだけでなく、ガソリン代や車両代などの支出にも影響する。大変な労力をかけて、地方振興局から県民局へという重大な組織変更を行った以上、その効果を正確に把握することは、県民に対する義務である。実態を把握して適切な対策を講じて、無駄を削減するために、実態調査を行うことが必要である。	局再編に伴う農林水産事業部職員の移動距離の増加について実態把握を行うため、再編前の平成１６年１０月から平成１７年３月までと再編後の平成２１年１０月から平成２２年３月までのそれぞれ半年間について、振興局及び県民局農林水産事業部における公用車の使用実績調査を行ったところである。 まず、移動距離の増加要因として、地域事務所管内の現場等へ県民局から出張する必要があることや会議、打合せ等のために地域事務所から県民局へ出張することが挙げられる。 これを踏まえ、関係する所属の実績を比較したところ、１人当たりの平均出張距離数について平成１６年度は平均で５０．２kmであったものが平成２１年度は７５．４kmと５割

	以上の増加となっていた。特に新見地域事務所管内では４５．９㎞から９７．６㎞へと２倍以上の増加となっていた。 それに伴い、出張にかかる時間と燃料費等についても１年間に換算して、それぞれ約１０，６４５時間と３，２５７千円のコスト増となっている。 一方、局再編により、振興局で行われていた業務のうち、現場での業務実施の効率性を確保すべき業務等以外のものについては県民局に集約し、簡素効率的な組織、執行体制とした結果、局全体として３４２人の職員定数削減と人件費、事務経費等の削減で約４６億円を削減している。 以上のように、局再編により大幅な業務執行体制等の効率化とそれに伴う経費等の削減が行われたところであるが、今後もより一層効率的で効果的な組織体制となるよう引き続き検討してまいりたい。
２　県民局から現場に出張する場合、現場近くの地域事務所への出勤ないし現場への直行直帰を柔軟に認める運用を検討すべきである（意見） 県民局に勤務している者が現場に赴く場合、県民局に出勤し、公用車を使用して現場に赴き、用務を済ませて、県民局に帰ってから帰宅している状況である。管内の地域事務所に近い現場の場合、地域事務所に出勤して現場に赴き、用務を済ませて地域事務所に帰るという方が効率的なケースがある。現場への直行直帰について、許可を得れば自家用車による出張が可能とのことであった。ただし、自家用車の利用を認める場合、事故があった場合のリスク回避を検討する必要がある。	県民局から現場へ出張する場合には、必要に応じて、所属長の旅行命令により、現場近くの地域事務所への出勤及び現場への直行直帰を認めているところであるが、地域事務所での公用車の台数が少なく確保が困難であることや業務関係書類の適切な管理の面で問題がある等の理由により、実態としては現場への直行直帰の事例は少ない。 なお、自家用車の公務使用については、公用車出張の補完的措置として認められているが、所属長による職員の労務管理の必要性もあることから、その運用については、一定要件を満たす任意保険に加入した上で、例外的、限定的な取扱いとしているところである。
３　地域事務所の工事発注権限を拡大すべきである（意見） １，０００万円未満の工事について、地域事務所の副部長決裁で地域事務所において入札を行っているが、１，０００万円以上１億円未満は農林水産事業部長決裁、１億円以上２億円未満は県民局長決裁で県民局において入札を行い、２億円以上は本庁で決裁し、県民局で入札を行っている。 県民局で入札を行う場合、地域事務所の担当者が工事関係図書を持って県民局に説明に行く。県民局体制に移行した後、地域事務所管内の工事を発注する場合、地域事務所の担当者は県民局との往復のために、移動距離と時間を要するようになった。 発注金額の割合を勘案して副部長の決裁権を拡大して、地域事務所の工事発注権限を拡大すれば、地域事務所の担当者が説明のために県民局へ赴く回数は減少する。これにより、人件費	地域事務所の決裁権限を拡大し完結する事務を増やすことは、事務所内で事務が完結するという意味では事務の効率化が図られると考えられるが、契約事務も含め工事の執行については、平成１９年から一般競争入札や総合評価落札方式の適用範囲を拡大し、業務が複雑化してきているため、現在の執行体制で決裁権限を拡大することが可能かどうか検討してまいりたい。

の面でも交通費の面でも効果が期待できる。	
4　農林水産事業部と建設部との人事交流を活発化し、農林土木職の大多数に建設部の事務ができる能力をつけさせるべきである（意見） 「農林水産事業部と建設部のハード部門の一体化」は、県民局への再編直前に検討されてお り、効率性のある事務の執行を目指すという意味で興味深い提案である。 ため池やほ場整備などの農業土木特有の工事についても、人事交流によって経験を積むことにより建設部の職員でも対応可能となり得る。 将来に向けて建設部と農林水産事業部との人事交流を更に活発化すべきである。このことは、各職員の能力アップにもつながり、今後の柔軟な組織変更を可能にする効果を持ち、ひいては、人件費の削減効果も期待できる。	農林土木職と建設土木職の職種間交流については従来から実施されているところであるが、人材育成の観点からも必要であることから、これまでの職種間交流の効果を検証しつつ、今後とも職員交流を進め、職員の能力向上に努めてまいりたい。
5　農林水産事業部の「実施設計」「用地交渉」「施工管理」「竣工検査」等を建設部に統合し、農林土木と建設部の施工部門を地域事務所に置き、地域事務所に部長と同等の決裁権限を付与して、柔軟かつ効率的な組織体制を検討すべきである（意見） 「実施設計」「用地交渉」「施工管理」「竣工検査」等は、現地で実施すべき業務であり、農林土木と建設部とで工事の進め方に差はない。両者を統合することによって、人員削減も期待できる。 さらに、これによって、移動距離と移動時間の削減による効果だけでなく、同一人が複数の仕事をこなすことによる人件費削減効果が期待できる。現地における災害時の緊急対応体制も強化できる。計画的な社会基盤整備、きめ細やかな管理、仕事量に応じて柔軟な人員配置が可能となる。そして、部長と同等の権限（１億円までの工事についての決裁権限）を付与することにより、ほとんどの工事が地域事務所で完結し、決裁や入札のために大量の書類を持って県民局を往復する必要もなくなる。 島根県では、平成１８年、県下７圏域に「県土整備事務所」を設置し、農業土木のうち「実施設計」「用地交渉」「施工管理」「竣工検査」等を土木部門と統合し、県下３か所の「農林振興センター」には「調査計画機能」のみを残すという形で、土木部門との統合を実施している。このように、農林水産事業部と建設部のハード部門と一体化することは可能である。 農林水産事業部と建設部のハード部門の一体化は、岡山県においても検討されていたのであるから、先行実施した島根県の県土整備事務所の取組とその効果を検証すべきである。	農林水産事業部で執行する土地改良事業は受益者である農家の申請に基づいて事業を実施するなど、土木事業とは事業の進め方も異なることから、農林水産事業部が農家等との調整から工事の執行までの一連の事務を処理している。今後とも、事務事業の執行体制等については、より迅速かつ的確な事業実施や人件費の削減等に資するものとなるよう、他県の状況も参考にしながら見直しに努めてまいりたい
6　県が担当しているすべての許認可事務について、再度洗い出しを行い、可能なものはすべて市町村へ事務移譲し、不可能なものについても窓口事務を市町村に事務委託をするべきである（意見） 岡山県の農林水産部門は、市町村への権限移譲が比較的進んでいる。しかし、いまだ県に残っている事務がある。完全に移譲されることなく事務が残っていると、人員を配置する必要が生じるだけでなく、申請窓口を県民局に集中す	許認可権限の市町村への移譲については、県民サービス向上の観点からもできる限り努めてきた。 しかしながら、市町村の専門性が不十分であったり、市町村単独では処理件数が少ない等、現時点で市町村としては移譲や受付事務を望んでいないものが多い。 また、事務の効率化の観点からは分散処理が必ずしも有効とは言えな

ると、県民は、県民局に赴いて申請しなければならない。県民が近くで申請できるようにするためには、地域事務所に受付部門を残すことが必要になる。 市町村に事務移譲することは、県民サービスの観点からも、県組織のスリム化の観点からも有益である。	いこともあり、可能なものから進めているところである。 平成２４年度に設置される県と市町村での政策研究会における議論なども参考にしながら、今後も検討してまいりたい。
７　同じ内容の委託事業や補助事業が各県民局それぞれで行われている例が相当数ある。これら事業のうち、本庁に引き揚げた方が効率的なものがないかどうかに関して、再度、洗い直しをすべきである（意見） 新規就農トータルサポート事業、中山間地域等直接支払交付金など同じ内容の委託事業や補助事業について、３県民局それぞれが行う場合、それぞれに担当者が必要であるが、本庁が担当すれば１名で足りる。 委託や補助を受けている者について、市町村等の公的機関や外郭団体等も多く、本庁へ来させることについての県民負担を考慮する必要のない相手も相当数ある。 現地に赴いて確認する必要や現地の状況を把握する必要があるケースもあるが、現地へ赴く頻度や内容を精査することが必要である。	本庁と県民局との業務分担については、地域で完結できる事務は県民局がワンストップで行っているところであり、例えば、農協等が行う技術習得研修を支援する新規就農トータルサポート事業では、県民局が現地の受入体制の調整、実施状況の把握や改善指導を行っている。また、集落協定に基づく農業生産活動などに交付金を交付する中山間地域等直接支払交付金では、県民局が地域の他事業との調整や現地調査などを行うことにより、円滑な事務処理に努めている。 今後とも、年間の処理件数や地元調整・指導の必要性の有無など事務の執行状況も踏まえて、効率化の観点から適切に業務を分担してまいりたい。
８　普及指導員について、異動頻度を減らして勤続年数を延ばすべきである（意見） 農業普及活動について、直接農家に赴いて活動することが重要であり、農家との信頼関係が基礎になければならない。信頼関係は個人対個人の関係であり、普及指導員の知識・意欲・人柄などを知って個別の農家から信頼されるまでには一定の時間を要する。短期間で信頼関係を構築することは容易でない。また、収穫までに１年ないし数年かかる作物もある。普及指導員が、農家との信頼関係を構築し、プラン・ドゥー・チェック・アクション（ＰＤＣＡ）という対応を行うためには、ある程度、長期間、同じ部署で活動する必要があるが、農業普及員の勤続年数は、一部の例外を除き、あまりにも短い。同一部署での勤続年数が短いことは県職員全体の特徴であり、この人事は癒着防止には効果があるが、農業普及活動については例外を認めないと効果が上がらない。	普及指導員の勤務年数については、専門性や農業分野における地域特性（振興作目、課題の達成状況）、他職種とのバランス等を勘案しつつ、人事異動を行っているところである。 なお、普及指導員が異動先の農家と早期に信頼関係を構築できるよう、栽培技術や経営管理等の研修を実施して個々の普及指導員の資質向上に努めるとともに、普及センターとして、普及指導員が異動しても業務の継続性を維持できるよう、毎年度、産地診断に基づく普及計画を策定して、それに基づき一貫した地域農業への支援を実施しているところである。
９　農業普及部門について、組織の位置づけを再検討すべきである（意見） 農業普及活動は、試験研究機関と農業者の橋渡し役として、試験研究機関との関係を維持しながら、現地で活動を行うという二面性がある。 農業改良普及センターの必置規制がなくなり、岡山県は、農業普及指導センターを県民局の農林水産事業部の一部門に位置づけ、部内の他課との協働に期待したが、普及指導員の活動には変化がない。 また、ＴＰＰなど国際的な市場開放圧力が強まる中、農業普及については販売先や販売方法を含めたマーケティングも踏まえた活動が期待されている。農業普及員個人の研修による能力	普及指導センターが県民局農林水産事業部の一部門に位置付けられたことで、事業部長と普及所長等が定期的に事業計画や進捗状況等を検討する戦略会議の開催や、ジビエ料理の開発など鳥獣害対策や農商工連携等の新しい分野でも連携が深まり、従前にも増して他の行政部門との連携が密になった。 マーケティングについては、県の協同農業普及事業実施方針の中で重点課題と位置付け、研修で普及指導員の資質向上を図っているところである。 また、研究機関や行政と連携し、

アップでは、到底対応できない状況である。 農業普及については、試験研究機関との協力関係と現地での地道な活動だけでなく、マーケティングの提案も含めた活動が期待される。この３つを機能させることが可能な組織体を検討して、農業普及部門の位置づけについて再検討すべきである。	消費者・実需者ニーズの把握とそれを踏まえた商品開発に取り組み、シャインマスカットやおかやま夢白桃等の高収益が期待できる次世代フルーツの迅速な技術普及と振興等に大いに成果を上げており、さらに販路開拓等にも積極的に取り組んでいきたいと考えている。 今後とも不断の見直しの中で、県民ニーズに応えられる普及指導センターを目指してまいりたい。
１０　農業普及部門を試験研究機関に戻して、農業普及活動も含めて試験研究機関を独立行政法人化することの是非について調査すべきである（意見） 青森県や北海道では、試験研究機関を統合して、地方独立行政法人を設立した。農林水産部門については、試験研究の過程で販売可能な商品ができる。試験研究部門は、他の研究機関との協力関係を持つなどして、効率的な運営を行うことが可能である。つまり、試験研究機関は、「経営」という観点を入れることが可能である。 農業普及部門についても、マーケティングという効果が期待されている現状では、「経営」という観点が必要となってきている。「経営」という観点で対応可能な組織体に担わせることによって、普及指導員個人の資質に頼っている農業普及活動から、組織としての農業普及活動に変更できる可能性がある。また、「経営」という観点からみた普及指導員の効率的な配置も可能となり、同一場所での勤続年数の問題もクリアできる。 農業普及活動は、性質上、農業協同組合その他都道府県以外の団体が行うことも可能である（農業改良助長法６条３項参照）が、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるので、効率的に行わせるため、地方独立行政法人が実施するのが相当である。 ただし、協同農業普及事業は、都道府県と農林水産省が協同して行う事業とされており、国から都道府県に対して交付金が支給されている。この交付金を受領できる仕組みを維持することも重要である。 まずは、県内の他の地方独立行政法人（岡山県精神科医療センターなど）の状況から独立行政法人化による効果を分析しつつ、先行した二道県の試験研究機関独立行政法人の状況を調査して、今後の対応について不断の検討を継続すべきである。	平成１８年度の統合により、普及指導センターが県民局農林水産事業部の一部門に位置付けられ、他の行政部門との連携が密になったため、以前にも増して、それぞれの地域の特性に応じた農業施策の効果的な展開や新品種・新技術の普及ができている。 普及指導センターは農業改良助長法第１２条により都道府県のみが設置できることとされていることから、農業普及活動を含めて試験研究機関を地方独立行政法人化することは困難であると考えている。 試験研究機関については、他県の状況も参考にしながら、試験研究の過程で副次的に生産される農産物の有効活用という観点も含め、独立行政法人化の有効性について検討してまいりたい。
第５款　建設部 **第１　概要** 県民局への再編により、９地方振興局建設部が３県民局建設部に統合され、建設部長が９人から３人に減っている。さらに、課が統合されたことによって管理職の人員が大きく減り、全体の職員数でも一定の削減効果が出ている（もっとも、平成２１年４月に岡山市が政令指定都市に移行したことに伴い、国道や県道の管理な	

どの事業を岡山市に移譲したことによって備前県民局で５１人減の影響があったとの試算があり、また、公共事業の減少や道路パトロール等の管理業務の一部を民間に委託した影響もあると考えられるため、全体の人員減は再編以外の影響も考慮に入れる必要がある）。 また、建設業許可に係る調査や経営事項審査関係業務は３県民局に集約され、玉野建設事務所及び建部建設事務所は、出先事務所としては廃止した上で、県民局建設部に業務が集約されている。 そして、再編後の体制として、各県民局に副部長２人（事務・技術各１人）と参事（検査担当）１人、各地域事務所に副部長１人と参事（検査担当）１人を配置している。 この点、地方振興局体制時には、９地方振興局にそれぞれ局長と建設部長が配置されていたので、原則として地方振興局で事務が完結していた。ところが、県民局体制に再編されて３県民局・６地域事務所となり、地域事務所には建設部長がいないため、決裁権限との関係で一部工事の入札・契約・支払が県民局で行われるようになるなど、地域事務所で事務が完結しない事態が発生することとなった。 その結果、現在ではほとんど毎週、地域事務所の職員が県民局に出張する必要が生じており、特に、工事の執行に関する事務についてその影響が大きい。	
第２　結果及び意見 **１　地域事務所管内の事業は、なるべく地域事務所で事務が完結できるような体制の確立を目指すべきである（意見）** 人員と経費の削減、行政効率の向上が求められている中で、地域事務所の事務を完結させるために時間・労力・経費をかけて地域事務所の職員が県民局に出張することは、全くもって非効率というほかない。さらに、業務の担当者と決裁権者が別の庁舎にいたのでは、説明・議論をすることも必然的に少なくなり、意思決定の迅速化も図れない。 この点、平成１７年１月に岡山県が策定した「地方振興局の再編」でも、支局や地域庁舎で事務が完結できるような体制の確立が指向されていた。これは、平成２１年４月の再編完了時には、建設部においても、維持補修や窓口対応業務等を除いて、県民局に業務を集約することを前提にしていたためと考えられる。ところが現実には、土木工事関連業務を含め多くの業務を地域事務所で引き続き行うこととなった。 その原因は、①建設部の業務はなお現場との関連性が強く、②支局機能縮小の前提となる市町村への事務・権限移譲等も十分に進んでいないためと考えられる。 結局のところ、現状では県民局へ再編したためかえって合理的な運営ができなくなっている点があるといわざるを得ない。そこで、地域事務所管内の事業は、なるべく地域事務所で事務が完結できるような体制の確立を目指すべきである。	地域の安全・安心の確保という観点からも迅速な対応が必要であり、ご意見のとおり地域事務所で事務を完結できる体制の確立は必要であると認識している。 今後は、現体制での実施状況の確認、検証を行うなどして地域事務所での決裁権限の範囲の拡大等を検討しながら、必要に応じて地域事務所で事務を完結できる体制の確立を目指してまいりたい。 なお、平成２３年度においては、執行体制の見直しにより、旭川ダム及び高梁川ダムの両統合管理事務所について、決裁権限が管轄の副部長にあったものを所長に付与するなど一定の改正を行ったところである。
２　工事の執行に関する事務の決裁権限を見直すべきである（意見）	地域事務所の決裁権限を拡大し完結する事務を増やすことは、事務所

前記のとおり、地域事務所管内の事業は、なるべく地域事務所で事務が完結できるような体制の確立を目指すべきであるが、体制確立までの当面の方策として、工事の執行に関する事務の決裁権限を見直すべきである。 特に、平成１７年４月からの第１段階で３県民局・６支局体制に移行した際、支局に配置されていた責任者に４千万円未満の工事に関する決裁権限が付与されていたことを考慮すると、現在の地域事務所副部長にも同程度の決裁権限を付与することが相当である。 そうすれば、地域事務所内において完結する事務が増え、行政効率が向上する上、権限を与えられた職員が意欲と責任を持って業務に当たり、能力向上にもつながると考えられる。	内で事務が完結するという意味では事務の効率化が図られると考えられるが、契約事務も含め工事の執行については、平成１９年から一般競争入札や総合評価落札方式の適用範囲を拡大し、業務が複雑化してきているため、現在の執行体制で４千万円未満の工事に関する決裁権限を付与することが可能かどうか検討してまいりたい。
３　入札調査委員会及び入札指名委員会にテレビ会議システムを導入するなど、合理化の方策を検討すべきである（意見） 地域事務所の副部長は、入札指名委員会及び入札調査委員会に出席するため、ほとんど毎週、県民局に出張しているのが現状である。一堂に会して議論することの利点はあるものの、やはり移動にかかる時間・労力・経費の無駄は否めない。 特に、前記のとおり副部長の権限を強化する場合には、必然的に業務量が増えると考えられ、一層の合理化が必要である。そこで、入札調査委員会及び入札指名委員会にテレビ会議システムを導入するなど、合理化の方策を検討すべきである。	入札調査委員会及び入札指名委員会については、今後とも、テレビ会議システムの利用も含め、合理化策を検討してまいりたい。
４　建設部と農林水産事業部との人事交流を活発化し、建設土木職の職員に農林土木職の業務ができる能力をつけさせるべきである（意見） 農林水産事業部における結果及び意見で述べたとおりであるが、将来に向けて建設部と農林水産事業部との人事交流を更に活発化すべきである。このことは、各職員の能力アップにもつながり、今後の柔軟な組織変更を可能にする効果を持ち、ひいては、人件費の削減効果も期待できる。	建設土木職と農林土木職の職種間交流であるが、従来から実施されているところであり、人材育成の観点からも必要であると考えている。 一方、職員数の削減など行財政構造改革を進める中で、限られた人員で確実かつ効率的に業務を遂行していく必要があるため、まずはそれぞれの分野での専門性を高めていくべきと考えている。 今後については、現在の職種間交流を実施する過程で効果を検証しながら、また、本県の執行体制の状況等を勘案しつつ、適切な規模について検討してまいりたい。